

熊本県多重債務者対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 多重債務問題の深刻化に伴い、関係機関及び団体が相互の連携を強化し、多重債務者対策の円滑な推進を図ることを目的として、熊本県多重債務者対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策協議会は、次の事項について協議、検討する。

- ア 多重債務相談体制の整備・強化に関すること
- イ 多重債務者の生活再生支援に関すること
- ウ 金融経済教育の強化に関すること
- エ ヤミ金の対策に関すること
- オ 関係機関及び団体の連携に関すること
- カ その他多重債務者対策について必要な事項に関すること

(組織)

第3条 対策協議会は委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表の職にあるものをもって充てる。
- 3 対策協議会に会長、副会長をおく。
- 4 会長は、熊本県環境生活部県民生活局長を、副会長は、熊本県弁護士会の委員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は会務を総括し、対策協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策協議会の会議は必要に応じて会長が招集する。

- 2 対策協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 対策協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、その指名する者を、代理人として出席させることができる。
- 5 会長は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。
- 6 会長は、必要に応じて委員の中から指名し、専門部会を開催することができる。なお、専門部会に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 対策協議会の庶務は、熊本県環境生活部県民生活局消費生活課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年8月30日から施行する。

附則
この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附則
この要綱は、平成22年7月12日から施行する。

附則
この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附則
この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附則
この要綱は、平成25年7月9日から施行する。

附則
この要綱は、平成28年7月21日から施行する。

附則
この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

附則
この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

別 表（第3条関係）

関係団体	熊本県弁護士会	消費者問題対策委員長
	熊本県司法書士会	相談事業部長
	日本司法支援センター熊本地方事務所	所長
	熊本県市町村社会福祉協議会連合会	地域代表幹事（事務局長）
	熊本県労働者福祉協議会	専務理事
	NPO法人熊本クレ・サラ被害をなくす会	会長
	熊本多重債務対策協議会（熊対協）	事務局長
	消費者教育NPO法人お金の学校くまもと	代表
	グリーンコープ生活協同組合くまもと	専務理事
国	九州財務局	財務広報相談室長
		金融監督第三課長
熊本市	市民局生活安全課	消費者センター所長
警察	熊本県警察本部	生活環境課長
県機関	熊本県教育委員会	高校教育課長
	総務部市町村・税務局	税務課長
		健康福祉部
	環境生活部	精神保健福祉センター所長
		県民生活局長
	消費生活課長	